

当事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談を実施するための体制を整備いたしました。

これに伴い、令和8年5月1日より、「行動障害支援体制加算（Ⅱ）」を算定させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

あじさい園障害児者相談支援事業所  
管理者 井上 朋子